

2026年3月17日

都道府県卓球協会・連盟 御中

事業・普及部 蓑島 尚信

2026年度大会要項変更事項

事業検討会議において審議した大会要項の変更提案について、2025年度第4回理事会にて、下記の通り承認されましたのでご報告させていただきます。

①

全日本クラブ卓球選手権大会の参加資格について	
対象大会：全日本クラブ卓球選手権大会	
現大会要項	追記・変更事項（追記）
	(11) 参加資格 ○第4種中学生（地域展開）の区分で会員登録している選手は参加できない。

②

全国中学選抜卓球大会の地域クラブおよび拠点校受け入れについて	
対象大会：全国中学選抜卓球大会	
現大会要項（第3回理事会承認）	追記・変更事項（再変更）
(12) 参加資格 ①参加者は、2026年度（公財）日本卓球協会登録者であること。出場する中学校において、選手は選手登録、監督・アドバイザーは役職者登録をしていること。ただし、高校生以下の生徒が監督・アドバイザーになることは認めない。大会時、監督・アドバイザーは必ず役職者章を見えるところに付けること。 ②所属する自治体に認められた地域クラブ・拠点校の参加を認める。 ③地域クラブ・拠点校から本大会およびその予選会に参加する場合、在籍中学校で当該年度同大会に参加することは認めない。その逆も同様である。 ④2012年（平成24年）4月2日以降に生まれた同一中学校の1・2年生で編成する男女各1チーム。ただし、本人の本大会への出場回数は今大会を含めて通算2回までとする。また、主管地は男女各2チームが参加できる。なお、参加チーム数が男女各48チームに満たない場合の補充は本会が別途考慮する。	(12) 参加資格 ①参加者は、2026年度（公財）日本卓球協会登録者であること。出場する中学校・ <u>地域クラブ・拠点校</u> において、選手は選手登録、監督・アドバイザーは役職者登録をしていること。ただし、高校生以下の生徒が監督・アドバイザーになることは認めない。大会時、監督・アドバイザーは必ず役職者章を見えるところに付けること。 ② <u>地域クラブとは、行政認定を受けた地域クラブのみを指す。加えて、地域クラブで大会に参加する場合、選手は第4種中学生（地域展開）の区分で会員登録している者のみで構成されていること。</u> ③ <u>地域クラブ・拠点校から本大会およびその予選会に参加する場合、在籍中学校で当該年度同大会に参加することは認めない。その逆も同様である。</u> ④2012年（平成24年）4月2日以降に生まれた同一中学校・ <u>同一地域クラブ・同一拠点校</u> の1・2年生で編成する男女各1チーム。ただし、本人の本大会への出場回数は今大会を含めて通算2回までとする。また、主管地は男女各2チームが参加できる。なお、参加チーム数が男女各48チームに満たない場合の補充は本会が別途考慮する。

地域クラブ関連で、第4種中学生の登録区分が細分化されることに伴い、文言を再修正しました。

（①の追記も同様の理由です）

③

全日本卓球選手権大会（ホカバ／カデットの部）の外国籍選手の参加資格について	
対象大会：全日本卓球選手権大会（ホープス・カブ・バンビの部）、 全日本卓球選手権大会（カデットの部）	
現大会要項	追記・変更事項（追記）
	参加資格 ※2027 年度大会より適用 ○出場する選手は日本国籍を有する者とする。ただし、下記の各号の1つに該当すれば外国籍選手も参加できる。 (イ) 日本国民であった者の子（養子を除く）で、引き続き3年以上日本に住所または居所を有する者。 (ロ) 日本で生まれた者で、引き続き3年以上日本に住所または居所を有する者。またはその父、母（養父母を除く）が日本で生まれた者。 (ハ) 外国で生まれた者で、引き続き10年以上日本に住所または居所を有する者。

2026 年度周知・2027 年度適用です。

全日本を冠する大会において、上記2大会を除くすべての大会で国籍に関する参加資格の制限を設けています。国内大会全体で考え方を統一すべく、上記2大会にも同様の制限を設ける考えです。

④

全日本卓球選手権各大会の参加資格の表記統一について	
対象大会：全日本卓球選手権大会（マスターズの部）、 全日本社会人卓球選手権大会、全日本ラージボール卓球選手権大会	
現大会要項	追記・変更事項（変更）
参加資格 ○外国籍選手は出場できない。ただし、次の場合はこの限りではない。 日本で出生した者は、大会申し込み時点まで3年以上継続して日本に在住していること。 また、外国で出生した者は、大会申し込み時点まで10年以上継続して日本に在住していること。 ダブルス種目については、出場資格制限はない。	参加資格 ○出場する選手は日本国籍を有する者とする。ただし、下記の各号の1つに該当すれば外国籍選手も参加できる。（ダブルス種目は参加資格制限を設けない。） (イ) 日本国民であった者の子（養子を除く）で、引き続き3年以上日本に住所または居所を有する者。 (ロ) 日本で生まれた者で、引き続き3年以上日本に住所または居所を有する者。またはその父、母（養父母を除く）が日本で生まれた者。 (ハ) 外国で生まれた者で、引き続き10年以上日本に住所を有する者。 (ニ) 日本国民の配偶者たる外国人で婚姻の日から3年を経過し、かつ、引き続き1年以上日本に住所を有する者。

すでにある文言を、全日本選手権（一般の部）の表記に揃えます。

ダブルスに関する文言は、全日本社会人選手権と全日本ラージ選手権に該当します。

補足として、全日本選手権（一般の部）は、シングルス種目は日本国籍のみ・ダブルス種目は上記の条件に該当すれば参加可能です。